災害発生時の「青山南部地域防災協定」による施設利用について

台風７号の影響で４０時間を超える停電が発生し、灯はもちろん、冷蔵庫、エアコン、扇風機が使用できないだけでなく、調理ができない、お風呂が沸かせないなど不便な生活を強いられ、普段何気なく使用している電気のありがたさを実感しました。そして、こんな時こそ「青山南部地域防災協定」を活かせないのかと考えました。

今年２月に締結した防災協定には施設利用に関する項目が設けられていますが、具体的な内容が決まっていなかったため、台風襲来後「青山南部地域防災協定」を結んでいる５者の担当者が集まり、話し合いの場が設けられました。

その結果、災害等によって地域住民が自宅での日常生活が困難になった場合、協定を結んでいる５者で協議し、各施設等の利用を可能とすることとしました。

これにより、今後、災害時に施設利用が可能となった場合、自治協会長から両区の区長を通じ、住民の皆様に利用できる施設や利用方法をお伝えします。
詳しくは、自治協事務局（市民センター）までお問い合わせください。

注）5者とは、博要住民自治協議会、高尾住民自治協議会、矢持住民自治協議会、メナード青山リゾート、社会福祉法人青山福祉会